

海老名市教育委員会

(令和4年 3月 臨時会議事日程)

日時 令和4年3月23日(水)

午前10時30分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

日程第 1 報告第 5 号 教育財産（タブレット端末）の取得の申し出について

日程第 2 議案第 11 号 物品の取得に関する意見の申し出について

日程第 3 議案第 12 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

報告第5号

教育財産（タブレット端末）の取得の申し出について

教育財産（タブレット端末）の取得の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

20,000,000円以上の教育財産として、タブレット端末を取得するため、市長に対し申し出を行ったため

教育財産（タブレット端末）の取得の申し出について

1 趣旨

GIGAスクール構想に係る海老名市立小学校へのタブレット端末導入のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長に対し、教育財産の取得の申し出を行ったことから、報告する。

2 取得申し出内容

タブレット端末 1, 032台

3 取得費用

- ・ 予定価格 51,084,000円（税込み）
- ・ 落札金額 47,337,840円（税込み）

4 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

5 教育長の臨時代理

タブレット端末の購入について、3月7日に開札し、3月10日に落札決定があった。3月17日付で仮契約をするため、本申し出について急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

- 第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。
- 2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

令和4年3月15日

教育財産取得申出書

海老名市長 内野 優 様

海老名市教育委員会



下記の物品を教育財産として取得したいので、申し出をいたします。

記

- 1 申し出をする財産
タブレット端末 1,032台

- 2 取得費用
47,337,840円(税込み)

以上

議案第 11 号

物品の取得に関する意見の申し出について

別紙のとおり、物品の取得に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和 4 年 3 月 23 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

物品の取得について、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

議案第12号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について

別紙のとおり、令和4年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る
部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和4年3月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

